# 令和６年１１月　第５回議会改革推進特別委員会

令和６年１１月１９日（火）

○議事日程

（１）課題の整理について

①議員報酬の見直し

②政務活動費の検証

③農林業振興会議のオブザーバー参加要請

（２）その他

○出席委員（１１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長６番 | 岸　　徹　也　君 | 副委員長１０番 | 村　瀬　　廣　君 |
| １番 | 苅　屋　泰　裕　君 | ２番 | 岸　　雅　子　君 |
| ３番 | 矢　内　義　則　君 | ４番 | 上　村　　忠　君 |
| ５番 | 内ヶ島　祐　一　君 | ７番 | 村　上　忠　弘　君 |
| ８番 | 川　上　絹　子　君 | ９番 | 向　井　孝　一　君 |
| １１番 | 日　置　紳　一　君 | （議長 | 芳　賀　芳　夫　君） |

○出席事務局職員

議会事務局長　　伊　藤　靖　徳　君

議会事務局主事　　海　津　侑　也　君

開議　１０時００分

◎委員長あいさつ

○委員長（岸　徹也君）　おはようございます。何かと時節柄忙しい中、本議会改革推進特別委員会にお集まりを頂きまして、誠にありがとうございます。本日も課題の整理をしながら、皆様から御意見を頂き、そして協議をし、決定をしていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣言

○委員長（岸　徹也君）　只今の出席議員は 11 名で、定足数に達しておりますので、第５回議会改革推進特別委員会を開会いたします。

◎議題１

○委員長（岸　徹也君）　これより議事に入ります。

議題 1、課題の整理についてを議題といたします。

課題は 3 点ございます。議員報酬の見直し、政務活動費の検証、そして農林業振興会議のオブザーバー参加要請、3 点ということになっていますが本日は、課題の 2 番、政務活動費の検証、3 番、農林業振興会議のオブザーバー参加要請、ここをまず前半に行いたいと思っております。議員報酬の見直しについては、その後行いたいというふうに考えております。まずは課題の 2 番、政務活動費の検証、ここについては、委員の皆様方から御意見も頂いております。しかし、意見としてはやはり、割れている印象もございます。残すべきだという委員の方もいらっしゃれば、無くしてもいいと。そこのニュアンスはそれぞれあるわけですけれども、また報酬にそこは組み込んでもいいという御意見もございます。委員長としては、やはり政務活動費というものの趣旨、こういったものを考えたときに、なくするということであれば、やはりそれ相応の理由が必要だと、そう考えてもおります。必要のないという委員の方もいらっしゃいますけれども、その理由として多かったのが、議員報酬に組み込んで、そして政務活動費はなくすべきだと、こういった主張をされる委員の方が複数いらっしゃったと、そういうふうにも記憶をしております。これは一つの主張としてはお受けをいたしますけれども、政務活動費そのものを見たときに、政務活動費の趣旨、設置をされた趣旨というものを考えたときに、何かに組み入れるから、政務活動費は必要がないというような論調であると、私も後に、住民の方に説明をする際、少し、その根拠としては弱いような、私は考えを持っております。単純にどうして政務活動費が要らないのかそこだけを少しクローズアップをして、集中してそこのポイントで、議論を説明を頂ければというふうに考えています。なぜ政務活動費が、必要ないのか。そういった観点で、再度補足説明というものを委員の皆様方に求めたいなと。特に、政務活動費は必要ないんじゃないかと、そう御主張されている方に対して、私のほうから少し補

足説明をお願いしたいなというふうにも感じております。まず、上村委員。上村委員の主張というのは、政務活動費自体を否定しているものではございません。それは私も理解をしております。ただ報酬との話も報酬に組み入れてもという御主張もございましたので、何か補足的な説明があれば、またお受けしたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　先ほど委員長が言われたとおりで、制度自体の有用性が疑われるとかそういうことではないということは変わりはありませんが、報酬の話するとまたちょっとややこしくなるんであれですけども、税金を使って、政務活動のお金を担保するということの是非なんですよね。僕が言いたいところは、予算をつけていただいても、予算を執行される額が、少ないと。制度を残すとするならば、月１万となっているものの、額を考えるとか、全体予算、全体の額を考えるとか。そういうことがあってもいいのかなというふうに感じています。何しろ、６年、制度として経過した中で、見直しは必要じゃないかなと。どういう見直しをするかはまたちょっと皆さんの意見も聞かなきゃいけないと思いますが、そういったことも含めて、報酬との絡みも、含めて考えなきゃいけないことなのかなというふうに前回の意見として、少し変わった部分としては、そういうことを私自身としては思っています。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。今上村委員の御主張というのは、それはもうそれでお受けをいたします。委員長から、そうですね。もともとは政務活動費というのはものはありませんでした。無くて、報酬の中で、議員の皆さん方がそれぞれの活動を行っていたと。その中で、より開かれた議会という言葉があると思います。活動内容をしっかり町民に対して、お示しをする。こういった考え方があって、また議員の資質向上、こういったものがあって、先ほど言われた、数年前から、こういった制度というものが取り入れられたというふうに考えております。開かれた議会という部分、また政務活動をしていろいろ公開をします。ホームページ上でね。その部分と、報酬に組み入れると、なかなかそこの部分というのは見えない部分になってしまうのか。もしくは見えるようにするには、どのような方法が考えられるのか。何かその辺りのお話、上村委員。もしあれば頂きたいと思いますけどいかがでしょうか。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　そうですね、政務活動費の執行内容を通じて、町民の皆さんに、議員の活動をお知らせするというある意味、僕の今率直に画期的だなというふうに思うんですが、お知らせすることは、やっぱり広報の方になるのかなというふうに感じています。ですから、現在は広報紙の発行だけで、議会の動きをお知らせしてますが、先進的なとこはいろいろ、SNS を活用するとかそういうことも、もうやられてる部分があるということでいくと、政務活動費を執行するということと、議員の活動内容をお知らせするということは、ちょっと似通ってるかもしれないけど、方向性がちょっと違うような感じは私としては思っています。ですから、政務活動費存続云々よりも、広報、今現在の広報発行特

別委員会の見直しとかっていうほうで、考えていったほうが、逆に町民の皆さんとすると、情報として受入れやすいものが生まれるんじゃないのかなというふうに感じてます。そうですね、委員長の言わんとする部分については分かりますが、それを一緒に混ぜてしまうと、逆に混乱を、混乱までいかないかもしんないですけども、結局お金を使ったことをお知らせするので、逆にお金を使わないでちゃんと活動してる。そういう言い方はちょっと変ですね、ちょっと、すいません。今の話でちょっと考えがまとまってないんですが、政務活動費と、町民の皆さんに議員の活動をお知らせするっていうのは、別で考えたほうがいいのかなというふうに思います。すいません。まとまってないですかね。そんな感じです。

○委員長（岸　徹也君）　分かりました。ありがとうございます。広報の部分を、強化すると、見直しをするっていうことも必要ではないかというそういう御意見、また新たな視点だなというふうに私も感じましたので、分かりました。村瀬副委員長。村瀬副委員長は一貫して、報酬と政務活動費のセットでの考えを御主張されておりました。結果的にはそうなるということは私も理解いたします。しかし、それぞれやはりこの支出の理由というんですかね、根拠、支出の目的というものはやはり違う中で、政務活動費をどうして、なくしたほうがいいのかという単体で少し考えたときに何か御主張があれば、お受けしたいなと思いますけど、いかがでしょう。

　村瀬副委員長。

○１０番（村瀬　廣君）　先ほど 6 年前、この政務活動費を導入いたしましたという話です。それは私が議長時代でございまして、そのときは、それぞれ町民の方、あるいは町村会の事務局からも、当時やはりいろんな自治体で政務活動調査費ですか、当時、やはり、使われ方がおかしいということでいろんな批判が多くなっている中で、やめてきた自治体が多く出てきた。そういう中にあって今金町が取り入れるということでは、町民、先ほど言ったように、町民の方からも、なぜ今この時期にそういうのをするんだ。報酬を上げて活動すればいいんじゃないですかと言われました。そのときは、そういう意見もあるかなと思いましたけども、当時の特別委員会で、議員の資質向上、これを目的として、ぜひ必要なんだということで全会一致で決めましたけども、6 年間たって、現状を見ると、ほとんど使われてない。そして先ほどもありましたように、当初予算で 12 名掛ける 12 万この予算を頂きながら、ほとんど使われていないということは、後を見ただけでも、私はやめてみてもいいかな。そして、報酬を上げて、その中で活動し、町民の皆さんに見てもらう。そういう流れを考えたとき私は、せっかく今議論してる中では、そういう流れも見たときには、廃止してもいいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。村上委員。村上委員も前回も、村瀬委員と同じ意見だというお考えで、御意見を頂きましたけれども何か補足があればお受けいたしますけれども、どうでしょう。

　村上委員。

○７番（村上忠弘君）　この政務活動費のできる時の話なんですけども、この政務活動費を使って、行政視察とあわせて、個々の視察もできるっていうことでございました。だけどもここ何年間か、本当にその執行残がすごく残ってると。これは執行残を残すってことはやっぱし議員自らその活動はやっぱりしてないのかなということをやっぱり町民にお知らせしてるようなものにつながってると私は思います。資質向上向上って言いますけども、議員さんは自らやっぱり資質向上、資質を持った人がやっぱり議員になられてると私は思っております。それをさらに、前回の話なんですけどもこれは政務活動費についてどうしますかって話になったときにはいろいろこう、有効な制度であるから、継続ということで、なってるんですけども、ここ、それから前回の特別委員会の中からですね、変わらぬ執行残が残ってるんであれば、やっぱし廃止にしてもよろしいのかなと。同僚の村瀬君の話もありましたけども、やっぱり議員報酬を上げれば、上げたんであれば、その中で、政務活動費ってのは廃止してもいいのかなというふうに私は思っております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。日置委員。前回も、村瀬委員と同じ考えだという御主張でしたけど、補足があればお受けいたします。

日置委員。

○１１番（日置紳一君）　補足ということでもないんですけど、私の場合は基本的に議員報酬が、上がる前提で政務活動費は上がるんであればなくしてもいいのかなという考えでずっと言ってました。だからそこを決まらないんであれば、もし上がらないんであればそれ、確かに今までは使ってない人もいるわけですけども、行く人がいる間は、せっかく条例まで決めてやってるんで、そこを無くすることまではしなくてもいいのかなというふうに考えで最初からいました。これ 1 回目のときからもう報酬が上がるような話で進んできたんで、政務活動費の検証が、話が出たときには要らないんじゃないかと、そういう発言をしてきましたんで、そこは変わりはありません。そういうことです。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。矢内委員。矢内委員も、報酬を上げるのであれば、ていう御主張がありましたけれども、何か補足説明があれば、お受けいたしますけど。

矢内委員。

○３番（矢内義則君）　この政務活動費についてはですね、令和５年度の政務活動費の収支報告書ですか、これを見てもですね、執行状況を見てですね活発にこの議員活動の中で使用されているかというとですね、なかなか議員活動の中で、私自身も含めてですね、なかなか議員活動の中で、これを利用してですね、活動してきたとは、私自身は、考えておりません。そういう中でですね、それぞれ議員の方々ですね、これを利用してですね、活動費を利用して、それぞれ活動をしてる議員の方も、おられます。そういう事もね、やはり必要だと思ってこれはつくった活動費でございますんで、それをですね、私は否定するものではございません。ただ私の考え方としてはですね、この政務活動費につきましては、非常に町民の皆さんにもですね、透明性をすごく求められる活動費でもございますんで

ですね、私はやはり、この将来的にはですね、報酬の中から議員活動に充てていきたいというふうに自分では考えております。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。向井委員。何か御意見があればお受けいたしますけども。

○９番（向井孝一君）　前回の特別委員会の中でも私お話ししましたけれども、政務活動費そのものっていうのは、やはり利用されている方もいる。私自身も今年利用してますけども、これは本を買ったりいろんな活用方法あります。特に今金町の場合は、活動使用内容についても厳しい制限を設けながら、やっておりまして、それを使わないから報酬を上げればっていう話には私は全くいかないと思うんですね。今の現況の報酬の中でそういう活動ができないんですか。そういうことを考えたときに、上げれば、政務活動費使ってる人と同じ活動をするんですか。私は全く、報酬を上げる話と、この政務活動費の話は別問題であって、少なくとも条例の中でうたっている以上は、この任期中は残して、利用してる人たちの便宜を図るべきだと思います。途中で廃止するっていう話には、ならないし、そういう話には私は反対です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休憩 10：22

再開 10：23

○委員長（岸　徹也君）　休憩を解き、会議をいたします。

向井委員の今の発言というのは今見直しに向けて、委員の皆様方から意見を頂いている段階ですので、その時期、時期について、何も決まってもおりませんし、今後の。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　私言ったのは皆さん方の意見を聞いた中で、報酬を上げたら廃止してもいいんでないかという意見が結構出たと。そういう中での発言ですから、まだ廃止するかどうか全く決まってませんよ、決まってないけれども。それに向かっての議論としては、自分の考えとして残すべきというのが、（何事か）という声有りだから途中でやめてっていう話もあったでしょ、発言の中でね、どなたか。そういうことに対しては駄目だよということを私は言ってるわけです。

○委員長（岸　徹也君）　委員長としても、先ほどの向井委員の発言の中に、この任期中に何か廃止をにおわすような、そのような発言があったと私も認識をいたしましたので、今、確認をさせていただきました。時期について、何も決まっておりませんし、政務活動費自体を今どうするかという意見を今聞いている段階でございますので、御理解頂きたいと思います。今向井委員から、残す趣旨の必要だという趣旨の御意見頂きました。

苅屋委員。苅屋委員のほうで、何か、政務活動費に対しての考え方、何かあればお受け

いたしますけどもいかがでしょう。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　私は政務活動費は残していただくことが望ましいと、初回から申し上げているところであります。その理由はですね、議員の資質向上、個々の資質向上等によってですね、それが住民の福祉向上につながるという、これは自治法でも定められておりますが、政務活動費ということで定められております。その中でもですね、それを考えますと、やはりこの政務活動費というものを有効に使ってですね、それを、この議場において定例会等において政策提言など、それにつなげていくことで最終的に住民の福祉、最終的というか、それが住民の福祉向上につながっていくということになると思いますので、やはりこれは情報公開というところも当然あります。これ私も今月これを活用させていただいて、議員報酬と定数のことに関して、オンラインではありますが、講習を受けました。そういうこともありますので、やはりそれはやっぱりせっかく条例でこのように定められておるし、活用すべきであり、議員個々の資質向上ということでありますので、これ使う使わないということに関してもこれ個々の議員の議員活動に対する意気込みというものもこれ問われているっていうところもあると思います。それぞれの思いがあって使わなくてもいいという方がいてもそれはそれで一つの考え方としてあるのかもしれませんが、それを生かすということを考えますとやはりこれは残すことが必要なんだろうと私は考えております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。内ヶ島委員。内ヶ島委員は前回の発言でも、御自身も、政務活動費を使いながら、いろいろ知見を資質向上に使った経緯があると、そういうお話もありました。何かこの政務活動費に対しての補足があれば、お受けをいたしますけど。

内ヶ島委員。

○５番（内ヶ島祐一君）　先般、言ったとおりなんですけども、政務活動費と報酬というのはこれまた、別物だと思っています。政務活動費っていうのは先ほどから言ってるように、議員がそれぞれの資質を高めるとか、そういうことでこういう制度ができたと思ってます。これを使いながら先進地とか自分に課題があれば、そういう先進地に向かって、いろいろ勉強するためのものだと思ってますし、やっぱりこれは残すべきだと思ってます。何たかんた本当は使えばいいんでしょうけども、もし残れば、返すっていう制度なので、残しておくべきだと思ってます。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。岸雅子委員。岸雅子委員も前回はその制度というものを、今はまだそこまで熟知はしていないというお話もありましたが、やはり将来的にはしっかり使いたいと。そういった御発言もございました。補足あればお願いいたします。

○２番（岸　雅子君）　前回、枠があれば、残していただければというのと、あと、使用してなければ、活動費を使用しなければ返還できるという形でもあったので、残していただ

ければっていう話をしたと思います。ずっと考えてました。いろんなことを考えてまして、何かこの議会の中の予算として、一つの議会としてのいろいろ振り分けられてる報酬とか、活動費とかありますけれども、いろんなもの、まだちょっと勉強不足ですけれども、いろんな予算がある中で、枠１人に対する枠、月１万の枠で使われていないことが６年前に発足されてから使用されてないことが多いというふうに、聞いたときに、であれば、枠があっても使用されていないのであれば、しかも使用している方はいらっしゃる少なくてもいらっしゃる。枠という形を１人ではなく、議会の活動費としてあって、そこから使用した人が使えるという形になれば、ざっくりとしてますけれども、そのほうが分かりやすくていいかなって思っているので、その政務活動費は必要とは思っています。でも個にそれぞれ必要かっていうのを今どうかというふうに思っています。形はちょっと変えられないかなっていうふうに思ってます。今の段階ではそうです。意見としてどうでしょうか、大丈夫でしょうか。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。前回と少しニュアンス変わってる。川上委員。川上委員も、残すべきだと。そういう御主張でしたけれども、ほかに補足みたいなものがあればお受けします。

　川上委員。

○８番（川上絹子君）　政務活動費ができてから、コロナ禍に入って思うように活動できなかったのを確かにあります。それで以前私たちは１度、たまたま車で運転してくれる人がいたために、いろんなとこを視察しました。でもそれはとっても有意義な視察だったと自分では思っています。ただ、今、コロナ禍が開けてきてさあ行きましょうかっていうときに、汽車を利用して何を利用してって、でも私は政務活動費を使ってどこかに勉強に行きたいなという意気込みはあります。そしてこれはもし、そこそこの家庭の事情、またいろんな地域の状況とかもちょうど影響すると思うんですけども、それが、できない、時期っていうのも必ずあると思うんですよ。そのときは仕方がないので勉強できないけども１年間、予算を見てくれたけどもお返しして、また次のときには次の年に行けたらまた勉強したい。それはもうこれからの若い人たちのためにも政務活動費を残してあげるべきだと思うし、そしてこれをつくるためにみんな結構努力をしてつくったんです。それをいとも簡単に誰も使う人が少なくなったから、廃止するべっていう形はちょっと、ないんじゃないかと思うんですよ。そしてやっぱり利用してる人は思うようにちゃんと勉強しながら利用してるんだし、これはやっぱり私たちが使わない人が多い少ないの問題で廃止すべきじゃないと思う。そして、報酬はまた別の問題です。報酬はこれから上げる下げるって、下げるっちゅうことはないと思うんですけども上げるとなったときに、今の今金町の状況、町民の何ていうんですか、町民の判断、いろんなことを加味したときに上げることはすごく難しいだろうと考えてます。それだったら政務活動費残して、政務活動し勉強したいという人一生懸命勉強してほしいと思いますし、私もそんなチャンスがあったらまだ頑張っていきたいなと思ってます。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。委員の方から、御意見を頂いたところですが、委員長から一つ問題提起をしたいと思いますが、どうして、政務活動費の使用実績が低いのか。どうして政務活動費が使われないのか。ここについて、委員の皆様方の何か御意見があればお受けをいたしますし、私のほうからも指名はしたいなとは思っております。どうして政務活動費の制度があるにもかかわらず、それを使われないのか。その観点で御意見があればお受けをいたしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　使わないというか、私自身は申請をしてませんので、そもそも使う権利がないんですが、語弊があったらすいません。政務活動費がないと勉強できないのかという極論になるかなと思います。すいません、ちょっと話変わりますけど、政務活動費を使うに当たって、公と私をきっちり分けないといけないというところが 1 番使いづらい部分だと思います。家族で旅行に出かけたその先で勉強になることがあった。それも勉強ですよね。でも、それは私的な行動なので、政務活動費には上げられない。インターネットを使って、調べました。インターネットの使用料は私的な部分が多いので、上げませんでした。私が使ってやろうとする中での、事柄なんですけども、本を買って、それを使えばいいじゃないかという話もありますけども、そういう使い方もあるんでしょうが、私の感覚としては、公と私をきっちり分けて、執行するっていうところの煩雑さと、自分自身の私的なものの中で使うということの利便性の問題が１番かもしれません。ましてや、本来の制度としては違いますが、町民の意識の中で、国のいろんな話題になってることと、ダブらせるってことが多いんじゃないかなと。疑われるんであれば、疑われるものがそもそも無いほうが、すっきりするかなというふうに、思っている部分も私自身としてありますので、執行しないっていう、私はそもそも、申請しないんですが、そういうことかなというふうに感じてます。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。上村委員は、そもそも申請もしてないというお話もありました。この公私、公と私との境目がという話がありましたけれども、実はその例えばどこかに視察で行くという場合、必ずその内容に関しては事務局通します。必ずそうします。その際に事務局から、やはりそこは公で、ですねとか、これは私的の部分ですね、必ずそこのチェックは入るものでございますので、当然、分かりづらい部分というのも、あり得るのかもしれませんけれども、今の時点では、現時点では、しっかりそこら辺の審査というものを通っての使用方法だというふうに私は理解をしてますので、そう思っていただければというふうにも思います。御意見としては受けました。補足あれば。すいません、ちょっと訂正ですけれども事務局にと今発言ありましたけども、事務局を通じて議長にその中身がいくということですので、そこは訂正をいたしますので、お願いいたします。ほかに御意見あれば、なぜ政務活動費というものが使われないのか。使用実績が低いのかと、こういった論点で御意見を頂ければと思いますけれども、村上委員。

○７番（村上忠弘君）　なぜ使われていないのかっていうことでいえば一言で言えば私は、

使い勝手があまりよろしくないのかなということでございます。これは検証ですからね。検証だから、無くするだとか、続けるぞとかっていう、そういうことの話にもなるかもしらんけども、もう今何だかんだこれ、使わんきゃないっちゅうもんでもないんだよね。申請者もさ、申請していない人もいるってことであるんだよね。だからこれ、申請した以上は、使う目的に申請しただろうと思うけどもいろんな不都合で使ってない人はやっぱりそれを返してると。それはそれでいいのかなと思います。だから、1番のやっぱりネックは、使い勝手がよくなれば、もう少し、使われるようになるのかなという私は思っております。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。逆にですね、この使い勝手がいい状態というものはどういう状態なのか村上委員、あれば、お受けいたします。

○7番（村上忠弘君）　まず視察先に行けば視察研修費プラス、交通費、その部分だけですよね、行政視察とかってなればいろんな何ていうかな、くくりの中で使われてる部分で報告されてると思っております。この政務活動費の部分についてはいろんな制約があって、それをきちっと使ってはいけない部分というものが、ちょっと多いのかなというふうに思います。だから高速料金もこれには含まれない、一般道での料金しか含まれないということですよね。だからいろんなセミナー、もうセミナーに行くまでのセミナー料金それから交通費の部分、後、食事代というのはそれはもう全く見てもらえないと。そういうことだと私は認識しております。

○委員長（岸　徹也君）　今、費用で使える部分の制限がっていう制限があるんだという御主張でした。まさに上村委員のお話と重なる部分あります。公と私と。今村上委員の御主張の中に交通費の部分というお話ありましたけども交通費は認められております。飲食に関してはありません。本当に基本的な部分で、そういった移動の際の旅費とか、あとはセミナー勉強会の料金であるとか、宿泊であるとか、これは規定の中の範囲ではありますけれども、認められているものでございますので、こういった中身についてももしかしたら改めて、どういったものが使えるか、どういったものはこれは使えませんよというような説明というのも、改めて必要なのかなというふうな思いもいたしております。

　苅屋委員。なぜ政務活動費を使われないのかという苅屋委員においては、直近でも何か使われたというお話もありましたし、昨年も使用実績もありますので、どうして使われないんだろうっていう何か思いがあれば、お聞きをいたしますけれども、いかがでしょうか。

　苅屋委員。

○1番（苅屋泰裕君）　私は今現在使わせていただいているところなんでありますが、なぜ、利用頻度が低いのかというところで考えますと、私のちょっと個人的な考えなんですけども、肌感でも思うんですけど、その課題へのアクセスの情報量っていうところも非常に大きいのかなと思っております。それはですね、自分で、これはちょっと町の課題だなと思って、例えば視察先を選定するときにですね、その情報をどこからどういうふうにとってくるかっていうことも非常に大きいのかなと。私は基本的に、インターネット等を介し

てその情報とるんですけども、まだなかなか、それぞれにおいてそういう状況にないこともあるかと思うと、そうなるとやはり、情報量としては、その辺はある程度格差が出て、格差という言い方が正しいのか分かりませんが、出てきてしまう可能性はあるんだろうという面において、やはり、そうですね、自分の課題だと思っていることに対しての、課題アクセスというか視察に関しても講習に関しても、今現在は、事務局のほうにもですね、そういうパンフレット等ありますけども、それだけじゃなく、もっと細かいところでも、見に行きたいっていうところも恐らくあると思うんですよね。そこの中で、そこへの行き方等々を調べるという地点において、なかなかそれを具体化してっていう作業もなかなか大変でありますので、そういう意味でいきますと、そういうところにアクセスしやすいようにすることで、少しは使いやすくなったりするのかなというふうには感じているところであります。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。課題アクセスへの、その対応の仕方、ネット、または、ここにも控室のところに紙ベースのパンフレットありますので、そういったもの、頻繁にそれは見てる見てないっていう差はあるのかも知れません。岸雅子委員。政務活動費をどうして、この使用頻度というのが上がらないのか、使われないのかという部分で、思いがあれば、お受けいたします。

○２番（岸　雅子君）　私の場合だと、ただ単に積極性、活動に対する積極性が出ていないので使われていないのかなというふうに今考えてましたが、１年、まだ２年もたっていませんけれども １ 年半は過ぎたと思うんですけれども、その中で、もちろんその最初の頃は本当に使い方も分かりませんでしたし、どういうことに皆さん使ってるのかっていうのも分かりませんでした。それは分からないだけでは済まされないことで、どういうふうに使ってるんですかとか先輩の皆さんに聞くべきでありましたしこの １ 年半、ということも反省をしながら、今、思ってますけれども、本来であれば本当に使わせて頂くべき活動費ではあると思っています。今後は本当に枠があれば使いたいなとは思っておりますけれども、先ほど述べたように、議会の中の予算の枠で厳しいのであれば、まして使用頻度が少ないのであれば、考えるべきという話をしてますので、もちろんどちらの方向になるか、まだ今は分かりませんけれども、活動費であれ、その報酬の中であれ、自分を議員として高めるためにはやっぱり、積極的にそういう活動費としては、枠あるなしにかかわらず、使うべきだと思っております。なぜ使えてないかっていうのは本人の積極性のものだというふうに考えます。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　分かりましたその他に、この政務活動費の使用頻度について、低い、これに対しての御意見があれば、お受けをいたしますけれども、他の議員の方、何かあればお受けをいたします。よろしいですか。ないようですので、今現時点での委員長の思いとしては割れてます。やはり必要ないんじゃないかという主張されてる方と、残すべきだという思いの方と割れてはいます。ただ必要ないという方において、ニュアンス的にですね、そこまで、絶対にそこはもう廃止をすべきだというものも、委員長には届いても

おりません。ある部分では認めている御主張されてる方も多いわけです。そういったことを考えれば、今、委員長の思いとしては、政務活動費は、残す、こういった方向に今傾いてはおります。今、委員の皆様方から御意見を頂き、政務活動費は要らないですよと言っている主張されている方の中にも、やはりそこまで政務活動費はもう絶対に必要ないんだという御主張は、あまり委員長としては受けなかったということです。ある部分では認めている主張されてる方もいたということです。そういうものを考えたときに、政務活動費は、今は残すべきかなというふうに、委員長としてはそう思ってはおります。政務活動費については現時点ではここまでにします。皆様から何か、またその決定を頂くということは今はしません。現時点ではここまでです。しかし委員長の思いとしては残すという方向で今、そちらのほう向いているということは委員の皆様方にはお伝えをしておきます。よろしいでしょうか。

11 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 10：52
再開 11：10

○委員長（岸　徹也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

今休憩中に、委員の皆様方とお話をした中で、政務活動費の検証において、現時点です。現時点で、それは委員の皆様の意見というのは割れてるわけですけれども、なくすべきだと主張されている方の中にも、やはり全てを否定するものではなく、ある部分は認めている部分もありますので、そこを委員長としては判断をし、政務活動費の検証においては、現時点において、継続をいたしたいと、そのような考えを持っております。これは現時点の話でございます。最終的な報告案というものが出来上がり、委員の皆様方にそこをお諮りをする際に、様々また御意見というものをお受けする用意はございますので、現時点においては、政務活動費、これは現状のまま残すという方向で決定をいたしたいと、そのような思いでおりますがそれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ではそのように現時点では決定をいたしました。続きまして課題の 3 番、これは農林業振興会議のオブザーバー参加要請という部分で、農林業振興会議から要請が来た件であります。これについてどのように議会として委員会としてそこを考えていくかという部分でございます。委員の皆様方からは、一度御意見というものは伺っておりますが、ここでちょっと改めて簡単に経緯というものをお伝えをいたしますが、これ資料でも、お渡しはしております。その中には議員が、町長の諮問機関である各種審議会等への委員就任は、二元代表制の根本理念に反し、不適当であると。このような提言を前外崎町長に渡しておるものでございます。それが一つ大きな理由ということになっておりますので、まずそこの、今概要をお伝えをいたしましたけれどもそこも踏まえて、

皆様方からの御意見というのは頂きたいんですが、以前頂いた御意見では、参加に対しては辞退をすると。オブザーバーだとしても、必要がないのではないかと、そのような御意見が多かったように感じております。ちょっと確認もしながら進めていきたいと思いますが、村上委員、以前、ちょっと私のほうで、曖昧な確認だったんですけれども村上委員の御主張というものをもう一度、お伝えを頂ければと思います。前は元に戻す、そういうお話だったんですよね。これが委員としてなのかオブザーバーとしてなのか、どういう意味なのかというのがちょっとあったもんですから、そこをもう一度御主張頂ければと思います。

村上委員。

○７番（村上忠弘君）　オブザーバーとしてであれば、参加してもいいのかなというふうに思っております。見てのとおり議員ほとんどが農家の人でございます。ですからやっぱりこの農林振興会議ってのはやっぱり大事な機関であるので、オブザーバーとしてであれば出席しても問題ないのかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　分かりましたありがとうございます。今の御主張だと、村上委員はオブザーバーとしてであればという御主張でございました。ただ大勢は、参加を見送るべきだという御意見が多かったように感じております。当然オブザーバーであれば、問題ないのではないかという御意見もございます。苅屋委員。苅屋委員はオブザーバーであればというお話だったと思います。慎重に進めるということですね。委員とオブザーバーの違いの検証、そして、慎重に進めるべきだと、どちらかっていうお話ではなかったと思います。現時点で何か考えがあればお受けをいたします。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　そうですね、委員としての参加ということについては、この平成27年の提言でしょうか。これに、その理由が書かれていて難しいという話でございました。なのでオブザーバーという言葉と仕組みといいますか、それが変わってオブザーバーということなのでオブザーバーたるや、どういう意味なのかということについて、情報提供頂ければと委員長のほうに申入れさせていただいたんですけども、その辺というのは、ありますか、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（岸　徹也君）　この会議の冒頭でお伝えをいたしました。委員とオブザーバーの違いというものは、要は議決権があるかどうかという話だと思います。オブザーバーというのは、単に傍聴者。委員というのは議決権があると、そういった正式な委員であるというところが違いだということでございます。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　ありがとうございます。そうだとすると、前回のこの提言とはちょっと若干異なるのかなという印象を受けますので、印象というか異なりますので、オブザーバーという形であれば参加は可能なのではないかというふうに思いますし、参加したほうがよろしいのかと思います。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。村瀬委員。村瀬委員も以前御発言頂いたときには、オブザーバー参加要請であれば、基幹産業の農業の将来を考える会議なので、オブザーバーであれば参加してもっといいんじゃないかという御意見がございましたけれども、何か補足とか何かあればお受けいたします。

村瀬委員。

○１０番（村瀬　廣君）　前回も私述べたと思いますけども、この流れに至ってこの振興会議に委員として出席しないと決めた流れについては、確か当時の議会運営委員会としての行政視察だと思いますけども、先進地に伺ったときに、そういった委員としての参加を議会はしてないと。そして、同じく振興会議等もあったわけですけどもその中にも委員としては参加してないっちゅうことを、先進事例としては勉強してきました。そして前に申し上げたとおり、当時、今金町議会からそれぞれの委員会に委員として出てることがありまして、その場の発言がなぜ、川上委員が言ったと思いますけども、なぜこの場にいるんだと、議決しなきゃならない、予算を見て議決する人がいるんだという発言も頂いた中で、ちょうどその辺が先進地視察と相まって、今金も先進地に倣って、そういった予算組む団体に入って議決する場ですので、望ましくないということで、抜けました。そのときに一緒にということで、振興会議の委員を抜けました。当時は正副議長と産業常任委員長３名が委員として出てましたけども、それは同じことだからやめましょうということで抜けました。しかしながら、去年ですか、振興会議の会長から、ぜひオブザーバーとして出ていただきたいという要請が来ました。これを考えたときに、確かに今金町の基幹産業、農業のこれからの行く末をどうするという会議でございます。やはり私は、オブザーバーとして、議会を代表して正副なのか、議長だけなのか分かりませんけども、やはりその流れっちゅうのはきちっとつかんでおく必要があるかなと思います。発言権もございません。ただ、参考意見を聞かれる場合は、あったと思います。そういうときには議会を代表して参考意見です。あくまで発言権もありませんし、議決権もありません。ただ私は大事なそういったことを考えたときには大事なことなんじゃないかなあということを考えたときには、正式に要請があったのを無碍にしていいのかなどうかなと考えています。であるので、もし、議長もよろしいということであれば、ぜひ参加してもいいのかなと考えています。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。岸雅子委員。以前はほかの委員の方の御意見を聞きながら、考えていきたいという御発言でした。ですから、そのときオブザーバー参加についても、いいとか悪いとかっていうお話にはならなかったわけですけれども、前回のお話であったり、本日の委員の方々の御意見を聞いた中で、また期間もありましたのでね。その中で何かお考えがあればお受けをいたしたいなと思いますけどいかがでしょうか。

岸雅子委員。

○２番（岸　雅子君）　このオブザーバーに関して、議決権があるかないかということと、

単に傍聴人であるという今お話を聞きまして、プラス村瀬委員の今、意見を聞いたときに、今金町のやっぱり、基幹産業である農業、在り方とかどういうふうに決まっていくかとかっていう中身を知る上では、大事なことだというふうに今思いました。なので、オブザーバーとしては参加してもいいのではっていうふうに思っております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。川上委員。このオブザーバーについては、前回も御発言ありましたけれども、やはりそういうものは出席しないほうがいいと。オブザーバーであっても。そのような御発言ありましたけど何か補足があればお受けいたしますけど。

川上委員。

○８番（川上絹子君）　補足っていうよりも、振興会議の委員っていうのが、町長が諮問して全部委員さんを決めて出してその中で今度は意見の検討を若い人たち、振興会の代表とか、その人方が出て議論をしているんですけども、結局は何かオブザーバーでちょっと意見を求められたときに、出席してて話ししたときに、やっぱり議会がっていう、出席した川上がっていうんじゃなくて議会の考えとしてとらえられるようなところがあるような気するんで、いっそのこと出ないで、そして職員のほうからとか理事者のほうから上がってきたものに対しての議論を、自分たちが今までやってきた経験者として、この議会の中で議論したほうがいいのかなと思って、私は出席することはしないほうがいいのかなと思ってました。あと内容的なものは聞こうと思えば、出席したメンバーの中から、ちょっと聞くことができるので、私は参加しなくてもいいかなっていう考えを持ってます。

○委員長（岸　徹也君）　他にこのオブザーバー参加要請について、御自身の主張があれば、お受けをいたしたいというふうに思います。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　私は以前から振興会議というのはやはり今金町の基幹産業の方向性を決める大事な会議なんで、これは、今回はオブザーバー参加の要請ということでございますけども、正式には委員として、出るべきかな。改選後については、そういう議論をすべきかなというふうに思っております。現段階ではいわゆるこの要請については、私は素直に参加すべきという考えです。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。ほかに御意見があればお受けをいたしますけれども、農林業振興会議のオブザーバー参加要請について現時点で委員長としては、オブザーバーとして参加をする。こういった御意見の委員の方が多い。そのような認識を持っております。これは現時点においてです。最終的な報告をつくる前には当然案を皆様方にお諮りをすると、そういう流れにはなるわけですけれども、現時点においては委員長としては、オブザーバー参加を受ける。このような委員の皆様方の多数の御意見を考えたときには、そのように考えております。まず、現時点においてそのように決定、進めていく、この考えでよろしいかどうかを確認をしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　では現時点で、農林業振興会議のオブザーバー参加要請については受ける方向で、まず進めていきたいと、そのように考えております。また最終報告案、これは文書によって皆様方にお諮りをし、文言の整理、また何か思いをプラスをするとか、そういった作業も、可能性としてあるわけですけれども現時点においては進めていくということで決定をいたしました。時間ももう大分迫ってるんですけれども、最後の議員報酬の部分について、ここでもまた皆様から御意見を頂きたいと思っておりますが、まず算定方式、原価方式におけるその算定式これの提出が、現時点において全員の分がまだ届いておりません。届いておりませんので、その式をもとに、ある程度の額というものを想定できたわけですけれども、現時点においてはそれが今できない状況になっております。要は提出されてない方がいらっしゃいますので、その方には、できるだけ早急に提出を頂きたいということと、もし、提出をしない何か理由があるのであれば、お受けをいたしたいなというふうにも思っておりますが、いかがでしょうか。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　提出してないのは私なんですけども、実質、例えば、議会以外のことで、やるっちゅうのは大変難しいことなんです。それを判断するのは町民の皆さんであって、自らが、１か月に何時間というふうに査定するのは私はいかがなものかなというふうに思っております。しかしながらですよ、最初から言ってましたように改選後に、こういう報酬の内容について反対するものではありませんけれども、今の方式っていうのは、本当に例えば、どっからどこまでが活動で、という判断というのは非常に難しいと思う。私は出した人の中身についてちょっと聞きたいなと思うんだけども。どういう内容で、何時間くらいを、出されているのか、それをちょっとお聞きしたいなと。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員に、確認なんですけれども、算定方式を出す意思はないというふうに受け取ってよろしいでしょうか。原価方式を採用するということは、この特別委員会で決定をしたことでございます。その上で今その原価方式を、数字を入れながら進めていっているという流れの中で、今の時点でというお話がありましたけれども逆にですね、どのような形であれば先ほど町民から、何かお話を頂くようなそんな話が出てましたけれども、どのようなものが必要だと、原価方式ではなく、違う方式があるのであれば、お伝えを頂きたいと思いますけど向井委員。

○９番（向井孝一君）　自らの報酬を上げる、一つの材料としてはいいかと思います。しかしながら、我々議会っていうのは、日常の活動なり、そういうものは町民にどう受け止められてるかっていうことをきちっと受け止めながら進めていかないと、私はまずいのかなっていう気がする。そこで、以前にも申し上げましたように、町民懇談会を開いた後に、最終文書を作成するっていう方向で皆さんの意見がまとまったという認識してますけども、やはり一つの過程として、それをまず前段でやってからっていうことですね。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員に確認なんですが、まずこの算定方式というのは申告制

だということです。御自身の活動というのは御自身しか分からないという考え方もございます。私の活動というのは、向井委員は分からない話でございます。それは自分自身しか分からない。まずそれが１点。それが日常の活動内容というのは、まさにそうだと思います。御自身しか分からない話を、議員活動という枠の中で、皆様方に何時間、これは細かく分けられたものでございますので、そこを提出を頂いております。町民の意見をっていうお話もございましたが、当然町民の方が向井委員の活動内容をどこまで熟知しているのかは、これは分かりません。知っている方もいるのかもしれませんけれども、やはり御自身の活動は御自身が申告をし、そして、提出を頂ける前提で全て進んでいるものでございます。もう一度確認しますけれどもその算定方式という。

村瀬委員。

○１０番（村瀬　廣君）　今の議論なぜ前回しなかったのか。それは全会一致確認をしながら進めてきたやつ、自ら自分の議員活動を把握しながら、事務局から考え方も聞きながら資料も頂きました。そして前回みんなで分かりましたで終わってるんですよ。それを出さないがために今日そのトータル的なものも出てこない。大変ほかの委員に迷惑をかけてるんですよ。それはちゃんと反省し守っていただきたい。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　今、村瀬委員がおっしゃったことは私も同意見でございます。向井委員にはもう一度、いま１度、皆さんで決めた算定方式、原価方式だと。そして算定をしていくんだと、提出をしていただいてる。委員が今、向井委員以外は全員出していただいておりますので、そこをもう一度踏まえてですね、この原価方式で対応していただくということの確認、提出を頂くということの確認をしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　皆さんで決めたと言いながらも、やはり反対という考え方もあるわけでございまして、全て100％、多数決によって進むということは、やはりこの問題については疑問を感じる。そういう中で、どうしてもっていうんであれば、これどういう数字で出せば。

○１０番（村瀬　廣君）　出しましょう、出してください、出しますよってことで終わってるんですよ。なぜ今更言っているんですか。

○９番（向井孝一君）　そういうふうに難癖つけられたらなおさら出さねえな。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員にもう一度確認をしたいと思います。この原価方式で給与の算定をして、一つの基準を町民の方に提示できるように準備をしようと。そういう趣旨のもと今進めております。向井委員の提出がなければ、その平均値、ここの数字の平均値というものは今出せない状態になっております。町民の方との意見交換の際には、今議員としては原価方式の中でこのぐらいの数値というものが出ましたよっていうことをもとに、町民の方との意見交換をしようと、そう考えております。向井委員にはもう一度、考え直していただいて、その算定方式というものを提出を頂きたい、そう考えております

が、いかがでしょうか。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　そういうふうに強制をされてあれするんであれば時間的にはいつまで。

○委員長（岸　徹也君）　できるだけ早くお願いしたいと思います。

○９番（向井孝一君）　早くっちゅうのはいつまで。

○委員長（岸　徹也君）　委員長のほうで、いつまでという、今お話がありましたので本日中にお願いいたします。よろしいでしょうか。では御了解を頂けましたので、本日中に算定モデルを算定式を出していただけるということでございます。その算定式が全委員の方が出次第、皆様にこれは提示できるものと、そう思っております。現時点ではまだ未完成でございます。それとですね、前回の議論の中ではちょっと途中で止まってしまいました。議会基本条例の四つの確認。この部分において、いま１度、皆様方からの御意見を頂きたいというふうに思っております。四つというのは、報酬を改正するに当たっては、これは定数も入るんですけれども定数報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点、行財政改革の視点がどうなのかっていうのが一つと町政の課題及び将来展望というのはどうなのかというのが二つ目、議員に求められる役割や責務というものはどうなのか。これが３点目。そして、町民の多様な意見の反映、これが４点目。十分に考慮しなければならないというふうに、基本条例でうたわれております。この進めで、いかがでしょうかということを、委員の皆様に問いたいというふうに思っております。御意見がある方は挙手をしていただければと思います。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　私はそれでいいと思います。それは、この条例に書かれていますように、それを考慮しなければならないと書かれておりますので、それを積み重ねていって、町民の方との意見聴取に臨むということが望ましいと私は思っております。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。他に御意見あればお受けをいたします。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　そもそも皆さんが報酬をどうするっていう話をしたときに、ここに書かれてる内容を踏まえた上での意見であるというふうに認識しています。それを無視しての意見は誰 1 人ないと思います。ですので、ここを改めて確認するという事は必要がないんじゃないかな。ましてや、ここの特別委員会で決めたものを、住民との懇談会の中にお示しながら説明するということになっているわけですから、そういう意味においては、結果としては苅屋委員の言った話と同じですけども、それを踏まえた皆さんの意見であるというふうに認識しています。

○委員長（岸　徹也君）　他に御意見があればお受けをいたします。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　先ほど委員長のほうから、これを進めるに当たって４項目にわたっ

て、やはりそれは基本として、きちんとしておかないと私は駄目だと思う。委員長の発言あったように、4 項目の課題について、きちっと一つ一つ整理してって、最終文言につなげればと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。他に御意見があればお受けをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ではないようですので議会基本条例の四つ、この中身をしっかりと十分考慮しながら今後進めていくということで決定をいたしたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ではそのように決定をいたしました。この報酬問題、また、政務活動費そしてオブザーバーという部分で、一旦ここで本日は終了としたいというふうに考えております。何か御意見があればお受けをいたしますけれども、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ないようですので議題の 1 を終わります。

◎議題 2

○委員長（岸　徹也君）　次に、議題 2「その他」についてを議題といたします。

委員の皆様から何かございませんか。

なければ、次回の開催日程というものを決めたいと思います。委員長案としては、12 月 19 日木曜日、時間は、現時点では午後。12 月 19 日木曜日の午後ということで、委員長案として提案をいたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　それではそのように決定をいたします。日程についてはちょっと 1 か月ほどあきますので、若干、ずれるとか、時間の変更があるとか、そういうことも、一応考慮に入れていただいて、御案内が行くと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

◎閉会の宣言

○委員長（岸　徹也君）　以上で、本日の特別委員会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会：11：46